

国際化検討会（第9回）プレゼンテーション

2002年7月25日

日本弁護士連合会

1 はじめに

(1) 検討の視点

日弁連は、日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働の推進策 - 特定共同事業の要件緩和等について、司法制度改革審議会意見書に沿って、会内で議論を行ってきた。

(2) 「意見書」の位置づけ

日弁連は、司法制度改革審議会の意見書を具体化する推進法に基づき、今次の司法制度改革に取り組んでいる。

審議会意見書では、特定共同事業の要件緩和等を行うべきであるとしつつ、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用禁止等の見直しは、将来の課題とした。現在進行中の他の検討会においては、意見書の「枠」内での改革を検討協議しており、本検討会においてもこの意見書の方向性及び「枠」が尊重されるべきである。(このような観点から、当推進本部事務局より出されたA案からD案については、「特定共同事業の要件緩和等の方策の理論的な検討材料として提出されたもので、この案のいずれが妥当かということとはしない」と確認されたと認識している。)

総合規制改革会議は、7月23日付で中間取りまとめ「経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」を公表したが、その中でこの論点について、推進本部及び法務省が、「外国法事務弁護士による雇用禁止の撤廃については、司法制度改革審議会意見書において『将来の課題として引き続き検討すべきである』とされており、また、推進計画においても全く言及されておらず、現時点でこのような結論を明記することは適当でない。」という意見を出していることを付言しておきたい。

(3) 外交交渉日程について

更にこの問題は、WTO サービス交渉(GATS)の課題の一つであるので、外交交渉日程及び交渉方法を十分に念頭に入れた配慮が必要である。よって平成15年3月に外弁法の法改正に入るとの立法スケジュールで本問題を検討することには反対である。

2 日弁連の基本的考え

日弁連は、各単位会及び会内各関係委員会に対し、特定共同事業の要件緩和と外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用解禁問題等について、意見照会をした。その結果をも踏まえ、以下のとおり日弁連の基本的考え方を述べる。

(1) 目的制限の緩和等について

日弁連は「意見書」の趣旨踏まえて、弊害防止措置(外国法事務弁護士による日本法取扱及び不当関与の防止策)の整備を条件に、特定共同事業の目的制限を次のとおり緩和するべきと考える。

(a) 外弁法49条の2第1項1号について、外国法の知識のみを必要とするものに

加え、外国法及び日本法双方の知識をあわせて必要とする法律事務を追加する

(b) 同項 2 号について、日本に居住する外国人の事件を加える

(c) 同項 3 号に規定する議決権の要件を緩和する

目的制限を緩和する場合は、外国法事務弁護士による日本法取扱や不当関与を防止するための弊害防止措置を整備強化、実効化する必要がある。例えば、提携契約の届出、個別案件について各弁護士及び外国法事務弁護士の関与内容等の記録開示義務、弁護士会調査への応答義務等の整備が重要である。

(2) 事務所名称について

特定共同事業の表示規律(外弁法 49 条の 4)の運用の緩和や、法律事務所名称について、なお検討したい。

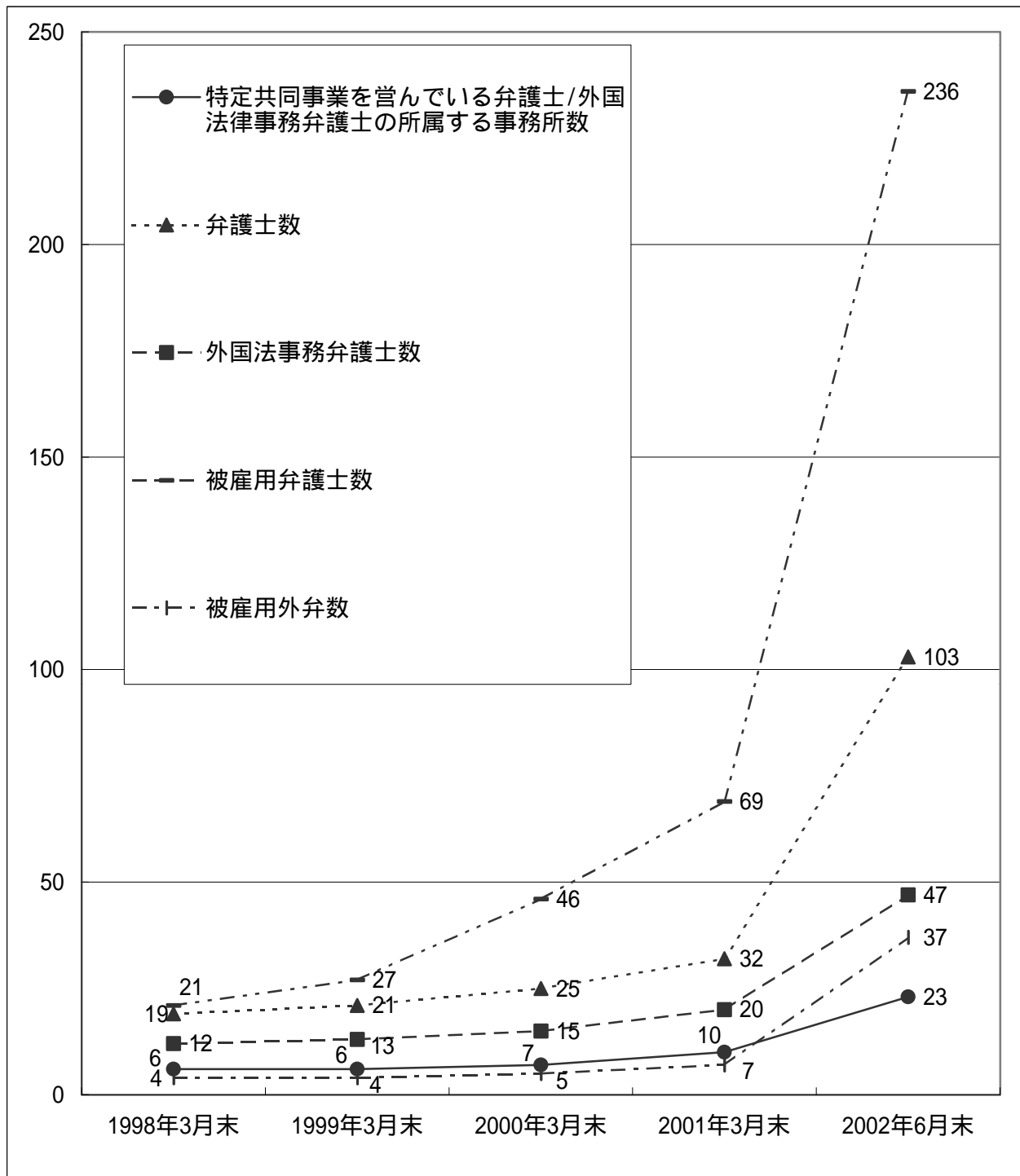
(3) 弁護士法人との関係について

弁護士に加えて、弁護士法人も特定共同事業の主体となれることを許容するか否かについては、当該弁護士法人の代表社員の弁護士経験年数を一定以上とする等、更に検討を要する。

(4) 外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用問題について

外国法事務弁護士が日本法を取り扱うことのないようにすることは、資格制度を前提とする日本で当然の制限であり、外国法事務弁護士が弁護士を雇用することは、この当然の制限が潜脱される恐れが大きくなるため、従前通り認められるべきではない。

また、特定共同事業の相手方において日本弁護士を雇用できるのであるから、外国法事務弁護士若しくは特定共同事業自体による雇用が、従前通り禁止されても、これによるユーザー側の利便が損なわれることはない。



特定共同事業届出数の推移

| | 1998年3月末 | 1999年3月末 | 2000年3月末 | 2001年3月末 | 2002年6月末 |
|------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 特定共同事業を営んでいる弁護士/外国法律事務弁護士の所属する事務所数 | 6 | 6 | 7 | 10 | 23 |
| 弁護士数 | 19 | 21 | 25 | 32 | 103 |
| 外国法事務弁護士数 | 12 | 13 | 15 | 20 | 47 |
| 被雇用弁護士数 | 21 | 27 | 46 | 69 | 236 |
| 被雇用外弁護士数 | 4 | 4 | 5 | 7 | 37 |

外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用が引き起こす問題点について

平成14年7月25日

日本弁護士連合会外国弁護士及び国際業務委員会

副委員長 牛島 信 (第二東京弁護士会)

． 背景

- 1 なぜ日本で外国法事務弁護士が必要とされるのか
- 2 弁護士に関する資格制度の持つ意味

． 実態

- 1 雇用の対象となる弁護士の実態
- 2 雇用する側となる外国法事務弁護士の実態

． 問題（外国法事務弁護士が弁護士の雇用者となった場合におこり得る弊害）

- 1 具体例
- 2 共同雇用の場合